

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済車両売払い		GV-Z001013C
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和4年 7月28日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	別府駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下“車両”という。）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

1.3 売払い

売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

c) 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）[陸幕4第275号（44.10.1）]

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

- 契約の相手方は、“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，“法律”という。）に基づき実施する。
- 契約の相手方は、法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下

請負承認申請書を提出し、承認を受けた者とする。

2.2 引渡し

契約の相手方は、引渡し場所から解体・処分場まで搬送し、処分を行う。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出する。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また、外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した際には損害賠償を請求する。

2.5 引渡車両の解体・処分

契約の相手方は、引渡車両の解体・処分にあたっては、必要に応じ官側の立ち合いを受ける。

2.6 処分要領

契約の相手方は、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に示す基準に従ったプレス、せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1-提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記
1	受領書	1部	a)	売払い品の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。
2	下請負承認申請書 ^{b)}			入札開始前までに。	陸幕会第317号(27.3.5)別冊第1「入札及び契約心得」別紙様式16-1 都道府県知事の許可証を添付
3	作業工程表			契約書締結までに。	—
4 ^{c)}	解体及び破砕(又は溶解)の工程写真			作業完了後15日以内	車台番号ごと、作業前、解体後、破砕(又は溶解)後に撮影する。 様式は、図1及び図2による。
5 ^{c)}	解体証明書				様式は、図3による。
6 ^{c)}	破砕(又は溶解)証明書				様式は、図4による。
<p>注^{a)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。</p> <p>注^{b)} 契約の相手方がフロン回収、解体、破砕の全てを実施する場合を除く。</p> <p>注^{c)} 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。</p>					

4.2 安全管理

売払い処分における作業は、安全管理に万全を期する。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

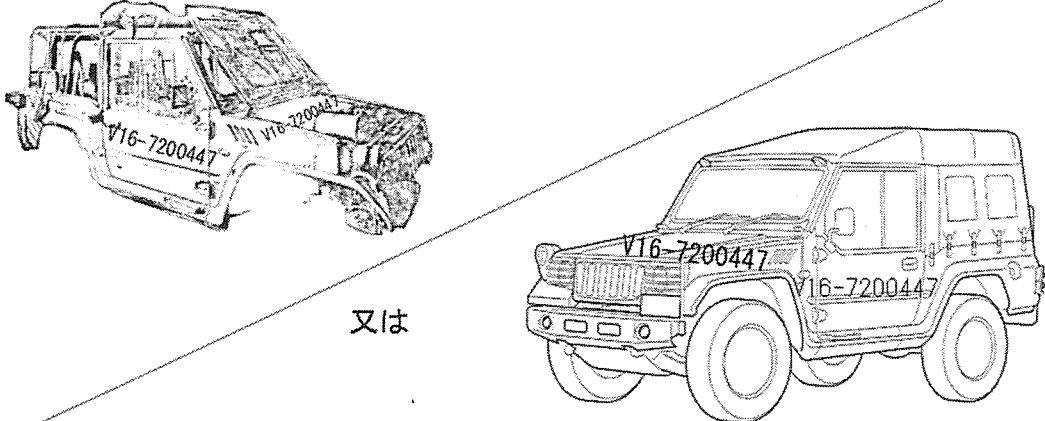
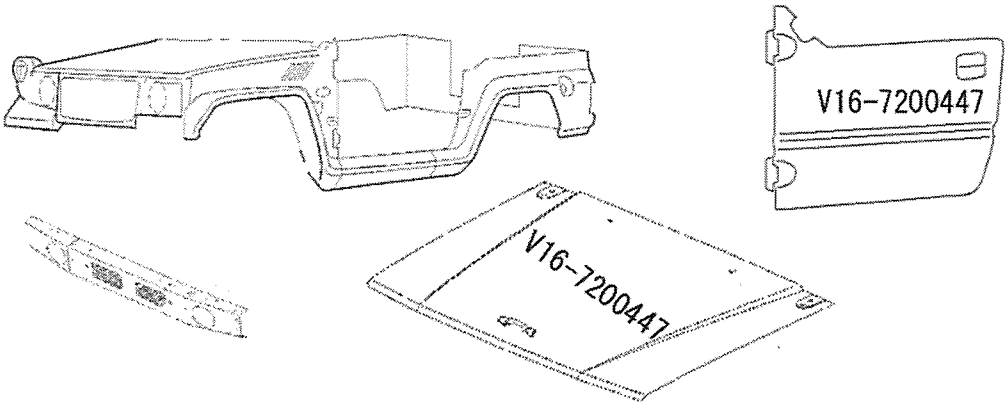
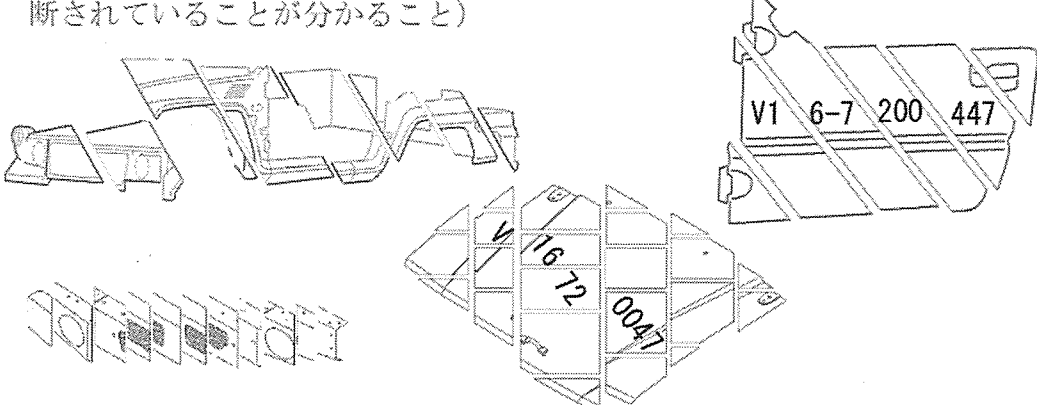
車台番号 (車番)	○○○○○○○ (○○-○○○○)
	キャビン・ボデー等外装部品
作業前	<p>解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）</p> 
解体後	<p>部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ）</p> 
破砕又は 溶解後	<p>破砕（切断）又は溶解した状態の写真を添付 （絵は破砕（切断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切 断されていることが分かること）</p> 

図1－工程写真の様式

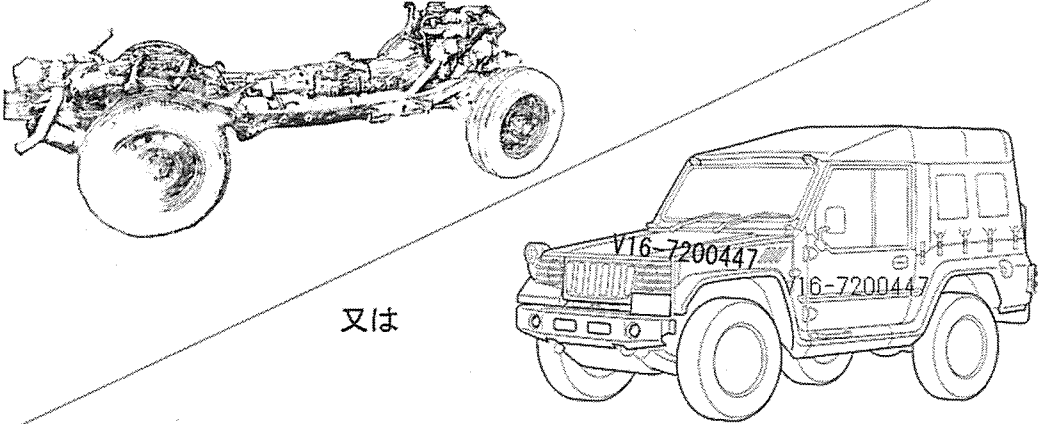
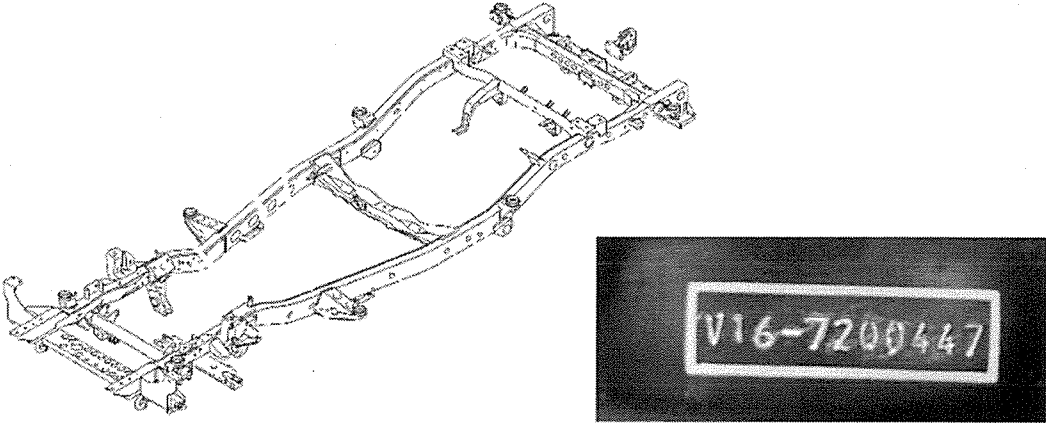
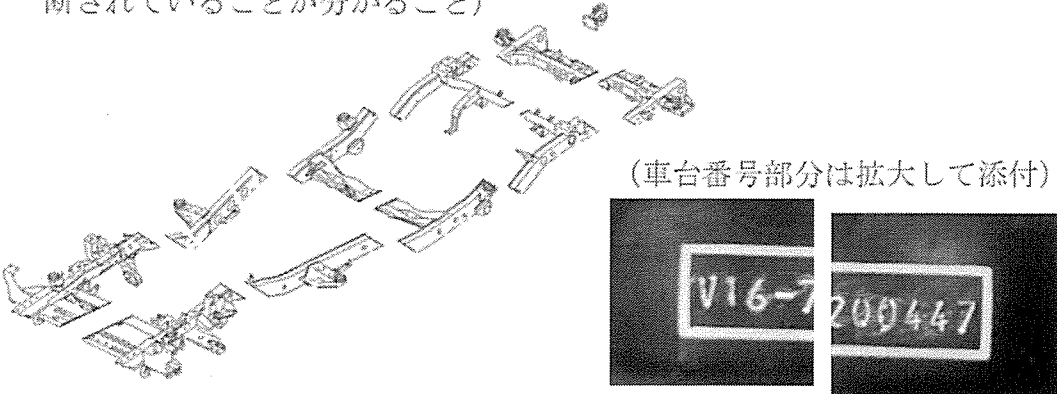
車台番号 (車番)	○○○○○○○○ (○○-○○○○)
	フレーム
作業前	<p>解体作業前の写真を添付 (絵はイメージ)</p>  <p>又は</p>
解体後	<p>部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付 (絵はイメージ)</p> 
破砕又は 溶解後	<p>破砕 (切断) 又は溶解した状態の写真を添付 (絵は破砕 (切断) した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること)</p>  <p>(車台番号部分は拡大して添付)</p>

図2-工程写真の様式

年 月 日

解体証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

図3-解体証明書の様式

年 月 日

破 碎（溶 解）証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 溶解実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 溶解実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 立 会 者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

図4－破碎（溶解）証明書の様式

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 書 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 7 月 2 8 日
	作 成 部 課	別 府 駐 屯 地 業 務 隊 補 給 科
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 7 月 2 8 日
品 名	使用済車両売払	
仕 様 書 番 号	GV-Z001013B	

指定事項：今回の使用済車両売払い契約は、収集、運搬及び処分とする。

1. 1.3に規定する名称、種類及び数量、引渡し場所は、次のとおりとする。

名 称	種 類	数 量	引 渡 し 場 所
使用済車両	1 / 2 tトラック	1	別府駐屯地 廃車置場
	重迫けん引車	6	

2. 2.1の一般的要求の売払いについては、この仕様書でいう“法”を遵守し使用済車両の収集、運搬及び処分を行うものとする。

3. 4.1の提出書類の提出先については、別府駐屯地業務隊補給科担当者とする。

4. 車両引き取りについては、担当者との調整の上行う、

5. 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合には、監督官等との調整によって所要の手続きをとるものとする。